(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡南部町大字斗賀字沼田五番一から同町大字斗賀字上明戸四番六まで	前	九・三メートル～一九・七メートル	〇・七四一キロメートル
	後	一一・八メートル～二一・七メートル	〇・七四一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	横浜市磯子区杉田五丁目五一三番六から同市磯子区杉田五丁目五〇五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月一日

○関東地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	つくば市西大井字上野一七三四番七四地先から同市西大井字上野一七三四番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所
〃	つくば市稲岡字稲岡七三番一から同市稲岡字屋敷墓七五一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月一日

○関東地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　伊那都市計画道路事業三・四・六号竜東線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長野県伊那市中央地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　須坂都市計画道路事業三・四・八号臥竜線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長野県須坂市大字墨坂一丁目及び二丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第四号飯田都市計画道路事業三・四・十六号下山妙琴原線
三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百二十七号東三河都市計画公園事業九・六・二号東三河ふるさと公園
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年中部地方整備局告示第百七十七号名古屋都市計画公園事業九・六・一号愛・地球博記念公園
三　事業施行期間　自平成十四年十二月十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　東遠広域都市計画道路事業三・四・十三号葛川下俣線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月一日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　静岡県掛川市十九首字十九首、小鷹町並びに下俣字十九首及び十九首裏地内
使用の部分　なし